

# ニース条約要約 (EU)

ブリュッセル・センター

EU統合の法的枠組みを規定するEU条約（欧州共同体設立（EC）条約等）を改正するニース条約が2003年2月1日に発効した。同条約は、87年（発効）の単一欧州議定書以降、マーストリヒト条約（93年）、アムステルダム条約（99年）に続く、3回目の改正条約である。今回の改正は、EUの東方拡大に向け、主に機構、意思決定の機能を現実に即したものに準備するためのものである。以下はその要約である。

## 1. 機構

### (1) EU拡大プロセスの間の機構内での変化

ニース条約は、EU拡大に応じた機構改革の原則と方法を規定するに留まっている。

新加盟国の欧州議会における議席数や理事会での投票で与えられる票数、中でも将来適用される特定多数決の下限は、加盟条約の中で法的に確定されなければならない。

ニース条約による欧州委員会の構成や投票数の割当に関する修正は、2004年11月1日から適用され、欧州議会の新構成は2004年の欧州議会議員選挙から適用される。これ以前に加盟する候補国に関しては、新規則の発効まで、加盟条約で割り当てられる欧州議会議員や欧州委員の数、理事会での投票数、特定多数決での下限を定める必要がある。これらの暫定的な規則は、同じ規模の現加盟国との対等な取り扱いを行いながら、加盟候補国が現

行システムを導入するという、加盟交渉で優先されてきた原則に従い確定される。

### (2) 欧州議会

#### 構成

政府間会議（IGC）は、EUが27カ国に拡大されるという展望のもと、2004年の欧州議会議員選挙から適用される欧州議会の議席数の割り当てを行った。欧州議会の議員数は、現在の700から732に増やされた。

現加盟国の総議席数は、626から535に減らされた。ドイツとルクセンブルクのみが、現在の議席数を維持する。なお、現加盟国の議席数の削減が完全に実施されるのは、2009年の欧州議会議員選挙からとなる。

EU加盟国の数は、2004年から27カ国とはならないので、2004年の欧州議会議員選挙では、議員総数が732になるように、現加盟国や遅くとも2004年1月1日までに加盟条約に

.....

調印する新加盟国において選出される議員の数を、比例配分して増やすことが決まっている。ただし、加盟各国で選出される議員数が、現在の議員数より増えることがあってはならない。

ニース条約に基づき、次の議席配分が採択されたが、これは加盟条約に含まれる。

加盟国	議席数
ドイツ	99
英国	78
フランス	78
イタリア	78
スペイン	54
ポーランド	54
オランダ	27
ギリシャ	24
チェコ	24
ベルギー	24
ハンガリー	24
ポルトガル	24
スウェーデン	19
オーストリア	18
スロバキア	14
デンマーク	14
フィンランド	14
アイルランド	13
リトアニア	13
ラトビア	9
スロベニア	7
エストニア	6
キプロス	6
ルクセンブルク	6
マルタ	5
合計	732

新規加盟国が、2004年から2009年の議会任期中に欧州連合に加わる可能性が大きく、その結果、これらの国々で欧州議会議員が選出されるので、欧州議会の最大議員数は、2004年の欧州議会選挙以後に加盟条約に調印する新規加盟国の議員を迎えるため、一時的に732を超えることが想定されている。

#### その他の修正

欧州共同体設立（EC）条約191条は、共同決定手続きに従い、EUレベルでの政党のステータスや、政治資金に関する規則の採択を可能にする法的な根拠によって補完された。

欧州議会メンバーのステータスは、税制に関する規定を除き、特定多数決により理事会により承認される（EC条約190条）。

欧州議会は今後、理事会や欧州委員会、加盟国と同様、特別な利害関係を示すことなしに、各機関の法令破棄を求める訴えを起こすことができ（EC条約230条）、国際条約がEC条約に反しないか否かに関する欧州司法裁判所の判断を事前に求めることができる（EC条約300条6項）。

以下により詳細に示されるように、欧州議会の権限は、共同決定手続の適用範囲の拡張（2（1）を参照）や、共同決定手続きに規定される分野での緊密化協力（enhanced cooperation）の実施に要求される同意、（2（2）を参照）により拡大された。欧州議会はまた、理事会が基本的な権利の重大な侵害の明瞭なリスクが存在すると宣言しようとする際、意見を求められることもある（3（1）を参照）。

#### （3）理事会

##### 特定多数の定義

2004年11月1日から、特定多数決による意思決定のシステムが変わり、以下の2つの条件が揃った時に特定多数に達したことになる：

- 決定に特定数の票（特定多数決の下限）が集まる

と同時に

- 決定に加盟国の過半数が賛成投票する

加盟各国に与えられる票数は変更された。加盟各国に与えられる票数はそれぞれ増加したが、人口の多い国の票数が最も増加している。加盟15カ国の中でも最も人口の多い5カ国の票数は、全体の60%（現在55%）を占める。

特定多数決の下限に関する問題は、政府間会議の末期における議論の中心となった。最終的な妥協は複雑なものとなった。いずれにしる特定多数決の下限は、ニース条約により定められた原則（特に特定多数決の下限に関する宣言）に基づき、加盟条約に規定される。

次の表は、この原則に基づき、新規加盟10カ国へのEUの拡大のための加盟条約のために採択された。このシステムは2004年11月に発効する。特定多数決による投票では、最低232票が必要となる。なお、新規加盟国の加盟が予定される2004年5月1日から11月1日までの期間には、現行システムをベースにした暫定的なシステムが適用される。

加盟国	議席数
ドイツ	29
英国	29
フランス	29
イタリア	29
スペイン	27
ポーランド	27
オランダ	13
ギリシャ	12
チェコ共和国	12
ベルギー	12
ハンガリー	12
ポルトガル	12
スウェーデン	10
オーストリア	10

スロバキア	7
デンマーク	7
フィンランド	7
アイルランド	7
リトアニア	7
ラトビア	4
スロベニア	4
エストニア	4
キプロス	4
ルクセンブルク	4
マルタ	3
合計	321

EC条約はまた、理事会メンバーにより、特定多数がEU総人口の62%を代表しているか否かを確認することを求めることができると規定している。特定多数がEU総人口の62%を代表していないことが明らかになった場合、決定は採択されない。ただし、確認の要請があった場合にのみ、この条件が適用される。

#### (4) 欧州委員会

##### 構成

政府間会議は、欧州委員会メンバー数の上限決定を延期することを決めた。

2004年11月1日から欧州委員会は、加盟各国の代表1名によって構成される。2004年11月1日における新加盟国の数に関係なく、加盟国の中でも人口の多い国々は、この期日から2人目の委員を欧州委員会に送ることができなくなる。なお、2004年5月1日からは、現在の欧州委員会に新規加盟国それぞれから1名の委員が加わる。

EU加盟国が27カ国となった時に最初に任命される欧州委員会からは、欧州委員の数は、加盟国数よりも少なくなる。欧州委員会メンバーは、平等な輪番制に基づき選出される。

.....

具体的には、27番目の加盟国の加盟条約への署名後、理事会が全会一致で、次のような決定を下す：

- 欧州委員会のメンバー数
- 平等な輪番制の実施方法。全加盟国が厳密に平等な扱いを受けなくてはならないし、各欧州委員会が、加盟国の人口統計上や地理的な相違を満足のいく形で反映させなくてはならない。

#### 任命

政府間会議は、欧州委員会の任命手続を変更した（EC条約214条）。

今後、欧州委員会の委員長指名は、欧州理事会が特定多数決で行う。この指名は、欧州議会によって承認される。

次に理事会は、加盟各国の提案に従い作成された、理事会が欧州委員会のメンバーとして任命しようとするその他の人物リストを、指名された委員長の合意のもと、特定多数決で採択する。これは、自分が国籍を持つ加盟国の政府によって提案されなかった人物が、理事会によって欧州委員会のメンバーに指名されないようにすることを目的としている。このシステムは、指名された委員長が、同リストに同意する前に、新欧州委員会が調和のとれた形で構成されるよう加盟各国政府と政治的なコンタクトをとるという慣行を害するものではない。

欧州委員会の委員長並びにそのメンバーは、欧州議会による全欧州委員の承認後、理事会により特定多数決で任命される。

#### 委員長の権限の強化

EC条約217条の新しい文言は、欧州委員会内部の組織を決定する委員長の権限を強化している。委員長は、各欧州委員の役割を決め、必要とあれば任期中でも欧州委員会の改造を実施する。委員長はまた、委員会の承認後、副委員長を任命する。条約は、副委員長の数

を規定していない。委員会の承認後、委員長がある委員に辞職を要求した場合、この委員は辞表を提出しなければならない。

#### (5) EUの司法制度

政府間会議は、EU司法制度の重要な改革を実施した。この改革は、欧州司法裁判所が直面する過重な負担の問題に対する解決策を見いだすことを目的としている。欧州司法裁判所が、1つのケースの判定を下すまでに長い時間を要しており、こうした状況は、EUの良好な機能を阻害するとともに、関係者の不満を募らせている。

第一審裁判所に関する主要な規定、特にその権能に関する規定が今後、条約に盛り込まれる。また、条約には、第一審での一部の訴訟手続きを処理する裁判所内の部局の設置を可能にする規定も存在する。

条約は、今後の司法制度の適応を図るため、司法裁判所のステータスに関する一部問題の解決により可能な限りの柔軟さを導入した。司法裁判所のステータスの修正は今後、司法裁判所あるいは欧州委員会の要請に基づき、理事会が全会一致で決定する。司法裁判所並びに第一審裁判所の手続き規則の承認は今後、理事会が特定多数決で行う。

#### 構成

欧州司法裁判所は、これまでのように各加盟国からの裁判官、1名ずつで構成される。裁判権の有効性並びに判例の整合性を維持するための方策もとられた。欧州司法裁判所長並びに5名の裁判官で構成される部（five-judge chamber）の長を含む11名の裁判官で構成される「大判事部（grand chamber）」は通常、大法廷（plenary session）で現在処理されているケースを取り扱う。5名の裁判官で構成される部の長の任期は3年で、1回だけ再選が可能。

第一審裁判所は、少なくとも加盟各国からの1名ずつの裁判官で構成される（裁判官の数は、ステータスに規定される：現在、15名と規定）。第一審裁判所の裁判官数（これまでは、第一審裁判所を設立する決定に規定されていた）は、これまでのように変更が可能。

## 司法裁判所と第一審裁判所間の権能の割り振り

条約は、司法裁判所と第一審裁判所が権能を分割することを規定しているが、その境界はステータスによって調整されうる。

第一審裁判所は、直接訴訟全体、特に取り消し訴訟（EC条約230条）、不存在訴訟（EC条約232条）、責任訴訟（EC条約235条）のための普通法の裁判官となる。ただし、専門部（specialized chamber）に割り振られる訴訟や、ステータスにより司法裁判所の管轄となっている訴訟は除く。

司法裁判所は、その他の訴訟、特に義務の不履行に関する訴訟（EC条約226条）に関する権能を維持する。ただし、ステータスは、EC条約225条に列挙されている訴訟以外のカテゴリーの訴訟を、司法裁判所に担当させることができる。

これは、欧州共同体の秩序に係る基本的な問題に関する係争を、欧州連合の最高司法機関である欧州司法裁判所のレベルに維持しようとする考え方に基づく。

このため政府間会議は、ニース条約の発効と同時に、適切な提案の検討が行えるようにするため、権能の分割に関する検討を可能な限り早く実施するよう欧州司法裁判所並びに欧州委員会に要請した。

EU域内での欧州共同体法の一様な適用を保証する責任を担う欧州司法裁判所は、原則的に先決問題を処理するための権能を維持す

る。ただし、ステータスは、EC条約225条に従い、一部の特定の分野については、先決問題に関する権能を第一審裁判所に与えることができる。

## 専門部（specialized chamber）

理事会は、特定の分野、例えば知的財産権分野などにおける一部のカテゴリー訴訟の第一審での審理を担当する専門部を創設することができる。政府間会議は、宣言を通じ、EUとその職員間の係争（EC条約236条）を解決するための専門部を創設するための決定案を準備するよう求めている。

専門部の決定の破毀を求める訴えは、第一審裁判所に提出することができる。

## 欧州特許

EC条約の新229a条は、理事会が全会一致で、知的財産権に関する係争に裁定を下す権限を欧州司法裁判所に与えることを可能にする。この条項は主に、将来の欧州特許が関係する個人間の係争を対象としている。理事会の決定は、加盟国による採択の後、つまり加盟国による批准の後、発効する。

## (6) 会計検査院

条約は、会計検査院が加盟各国の代表1名ずつによって構成されると明確に規定している。会計検査院は、一部カテゴリーの報告書あるいは意見の採択を担当する部局を創設できる。

## (7) 欧州中央銀行、欧州投資銀行

ニース条約は、欧州中銀（ECB）の政策委員会（ECBの理事会メンバー＋加盟国の中央銀行総裁で構成）の構成を変更していないが、意思決定に関する規則修正の可能性を盛り込んだ。現在、意思決定は一般的に、単純多数決で行われている（各メンバーが1票を投じる - 欧州中銀のステータス第10条）。修正に

は、欧州理事会の全会一致の決定と、加盟国による批准が必要となる。政府間会議は、政策委員会が投票に関する修正勧告を早急に提出することを期待していることを明らかにした。

欧州投資銀行（EIB）に関しては、ニース条約は、理事会が全会一致で決定すれば、EIB理事会の構成や意思決定に関する規則の変更が可能であると規定している。

#### （8）経済社会評議会、地域評議会

政府間会議は、経済社会評議会並びに地域評議会のメンバー数や加盟国毎の割当てを変更しなかった。条約は、両委員会のメンバーの数が350を超えることはできない（EC条約258条、263条）と規定しているが、新規加盟国に割り当てられるメンバー数を加えても350という上限には達しない。

経済社会評議会メンバーの資格は修正された。経済社会評議会は、「組織された市民社会の経済的、社会的性格を持つ多様な構成要素の代表者」によって構成される（EC条約257条）。地域評議会に関して、条約は、地域評議会のメンバーは、地域議会議員、市町村議員、あるいは選出された議会に対し政治的な責任を負う者でなくてはならないと明確に規定している。

## 2．意思決定プロセス

#### （1）特定多数決による投票範囲の拡大

ニース条約は、特定多数決による意思決定の範囲を拡大した。付属書には、完全にあるいは部分的に、全会一致から特定多数決に移行する27の条項のリストが記載されている。

ニース条約の発効と同時に、特定多数決に移行する主要な条項には以下のようなものがある：

- EU市民の自由移動を容易にする方策（EC条約18条）

- 民事部門での司法協力（EC条約65条）
- サービス貿易並びに知的財産権の貿易的側面に関する国際協定の締結（EC条約133条）。ただし例外もある（下記参照）。
- 産業政策（EC条約157条）
- 域外国との経済、金融、技術協力（EC条約181a条、これまでEC条約388条に基づいていた方策を採択するための新規定）
- 税制に関する問題を除く、欧州議員のステータスに関する承認（EC条約190条）
- EUレベルでの政党のステータス（EC条約191条、新規定）
- 欧州司法裁判所並びに欧州第一審裁判所の手続き規則の承認（EC条約223条並びに224条）

一部の機構あるいは機関メンバーの任命も今後、特定多数決で行われる（欧州委員会、会計検査院、経済社会評議会、地域評議会の長並びにメンバー、理事会の上級代表/事務局長、事務局長補佐、CFSP特派員）。

構造基金並びに結束基金（EC条約161条）、財政規則の採択（EC条約279条）に関しては、特定多数決への移行は2007年まで延期された。

EC条約のタイトルIVの条項（ビザ、亡命、移民、人の自由移動に関するその他の政策）に関しては、政府間会議は、異なる手段（EC条約67条の修正、議定書あるいは政治宣言）により、異なる条件（2004年5月1日から、あるいは共通規則並びに基本的原則を定義する欧州法規の採択の後）の下、部分的かつ期間を置いた特定多数決への移行を行うことで合意した。

欧州委員会が鍵となる分野と特定した5つの分野についての結果は、中途半端なものだった：

- 税制（EC条約93条、94条、175条）：全ての方策に関し、全会一致を維持。
- 社会政策（EC条約42条、137条）：現状維持。しかしながら、理事会は全会一致で、

現在まだ全会一致である社会政策分野に共同決定手続きの適用を可能することができる。ただし、この「橋」は、社会保障分野には適用されない。

- 結束基金に関する政策（EC条約161条）：同分野では、特定多数決への移行が決まったが、特定多数決が適用されるのは、2007年1月1日からの同基金に関する複数年の財政展望が採択されてからになる。
- 亡命・移民政策（EC条約62条、63条）：特定多数決の適用は、2004年からとなったほか、「責任の分担（EC条約63(2)条）」、あるいは域外国出身者の入国並びに滞在の条件（EC条約63(3)条）といった基本的な要素には、特定多数決は適用されない。
- 共通通商政策（EC条約133条）：同政策は今後、サービス貿易分野や知的財産権の貿易的側面に関する国際協定の交渉、締結を含むことになる。これらの協定は、特定多数決によって締結される。ただし、協定が、内規の採択に全会一致を要求する規定を含む場合、あるいは協定が、欧州連合がまだ権限を行使していなかった分野に関するものである場合を除く。また、文化・オーディオビジュアル分野のサービス、教育サービス、社会・健康サービスのハーモナイゼーションに関する協定については、今後も加盟国と権限を共有する。

ニース条約は、共同決定手続きの範囲を拡大した。共同決定手続きは、全会一致から特定多数決に移行する7つの条項（EC条約13条、62条、63条、65条、157条、159条、191条：それぞれ、差別と戦いの奨励、国境検問並びに亡命、難民、移民政策に関する方策といった司法・内政に関する要素、産業政策に関する要素、EUレベルの政党に関する規則、結束基金に関する政策についてのEC条約161条に関しては、条約は欧州議会の同意を要求している）。ニース条約発効後、特定

多数決での理事会による決定が要求される法的措置の殆どは、共同決定手続きによって決定される。しかし、政府間会議は、農業政策や通商政策のように、今日すでに特定多数決で決定される法的措置にまで共同決定手続きを拡大しなかった。

## （2）補強化（緊密化）協力（enhanced cooperation）

政府間会議は、補強化協力を実施するのに必要な10の条件を1つの条項にまとめることなどにより、補強化協力に関する条項の完全な改訂を行った。補強化協力は最期的手段であり、全ての加盟国に開かれているといった原則のように、補強化協力の基本的な性格はほぼ維持されているが、重要な修正が承認された。

これまで条約は、補強化協力の実施には、過半数の加盟国の賛同が必要だとしていたが、今後は、補強化協力を実施するのに必要な最低限の加盟国数は、8カ国となる。EUの拡大により、補強化協力を実施するのに最低限必要な加盟国の数は、加盟国全体の1/3（欧州委員会が提案したように）、さらにはそれ以下となる。

欧州共同体設立条約（第1の柱）では、補強化協力の実施に反対する可能性（「拒否権」）が廃止された。「拒否権」は、加盟国による欧州理事会への付託に置き換えられた。理事会は、補強化協力に関する全ての提案を特定多数決で決定することができる。共同決定手続きの対象となる分野での補強化協力の場合、欧州議会の同意が必要となる。

ニース条約は、共通行動あるいは「共通の立場」実施のため、共通外交・安全保障政策分野（第2の柱）での補強化協力の実施を可能にした。しかし、軍事的介入を必要とする問題、あるいは国防分野に関する補強化協力を実施できない。補強化協力の実施許可は、特にEUの政策と補強化協力の整合性に関する

.....

る欧州委員会の意見を諮問した後、理事会によって与えられる。理事会は、特定多数決で決定を下すが、加盟国は、全会一致での決定を求めるため欧州理事会に付託することを要求できる（非常ブレーキ）。

刑法に関する司法・警察協力（第3の柱）に関しては、第1の柱の補強化協力に関してとられた方策にならい、「拒否権」は廃止された。

### 3. その他の修正

ニース条約は、このほかにも条約の修正を行っている。その中でも重要な修正は以下のとおり：

#### (1) 基本的権利

EU条約の7条に従い、欧州理事会は、基本的権利の重大かつ執拗な侵害の存在を認定できる。こうした認定が行われると、欧州理事会は、問題となっている国の一部の権利を停止できる。ニース条約は、予防規定によりこの手続きを補完している。加盟国の3分の1、欧州議会、あるいは欧州委員会の提案に基づき、理事会はメンバーの5分の4の賛成で、欧州議会の同意を得て、ある加盟国により基本的権利の重大な侵害が行われるという明らかリスクが存在すると認定できる。欧州司法裁判所は、同7条の手続き規定に関する係争のみに関し権限を有し（EU条約46条）、7条に従ってとられた決定の正当性あるいは妥当性を判断する権限はない。

#### (2) 安全保障、防衛

ニースでの欧州理事会は、EUの安全保障・防衛政策に関する議長国報告書を採用した。同報告書は、EUの軍事能力の向上、常設の政治・軍事構造の創設、西欧同盟（WEU）の危機管理機能のEUへの統合などを規定している。

これを、条約の現行規定に基づき、安全保

障・防衛政策を直ちに機能させるための前提条件とはせずに、ニース条約は、EUとWEUの関係を定義する規定を廃止することで、EU条約17条を修正した。また、政治・安全保障委員会（「PSC」、条約による政治委員会の新名称）は、危機管理のため、危機の期間中、危機管理の政治的コントロール並びに戦略的リーダーシップを保証することを目的に、第2の柱の枠内で自ら適切な決定を下すことを理事会によって許可される。

#### (3) 犯罪に関する司法協力

政府間会議は、欧州委員会が提案したように、EUの財政的利益を保護するための欧州検事の創設を可能にする規定を条約に加えなかった。しかし、ニース条約は、「Eurojust」に触れるとともに、その役割を記述することで、EU条約31条を補完している。「Eurojust」は、犯罪に関する司法協力の枠内で、犯罪訴追を担当する加盟国当局間の良好な調和に貢献することを役割とする司法官グループである。

#### (4) 機構間の協定

政府間会議は、ニース条約に機構間協定に関する宣言を付け加えた。同宣言は、EUの機構間の関係は、公正な協力の義務によって規定され、条約の規定適用を容易にする必要がある場合は、欧州議会、理事会、欧州委員会が機構間協定を締結できることを喚起している。機構間協定は、条約の規定を修正することも、補完することもできず、上記の3つの機構の合意がなければ締結されない。

#### (5) 社会保護委員会

ニース条約は、リスボンでの欧州理事会の結論を適用し、理事会によって創設された社会保護委員会を、EC条約の新条項144条を通じ条約に取り込んだ。



## (6) 官報の名称

欧州共同体官報の名称は、「欧州連合官報」に変更される（EC条約254条）

## (7) 欧州理事会の開催場所

政府間会議は、「2002年から、半期に1回はブリュッセルで欧州理事会を開催する。EU加盟国が18カ国となった時、欧州理事会の会合は全てブリュッセルで開催される」ことを規定する宣言をニース条約に付け加えた。同宣言は、欧州理事会の公式会合のみを対象としており、議長国は、機構の設置場所に関する議定書に挙げられている場所以外で閣僚理事会の非公式会合が開催できるようになり、欧州理事会の非公式会合を自らの選択した場所で開催できる。

## (8) 欧州石炭鉄鋼共同体（ESCS）条約の失効に伴う財政的結論

ESCS条約は、2002年7月23日に失効した。理事会の要請により、欧州委員会は2000年9月、ESCS資産の欧州共同体への移転に関する決定案を提出した。同資産は、石炭・鉄鋼部門での研究に充当される。法的安全性を考慮し、この問題は、ニース条約への付属議定書とすることで解決することが望ましいと判断された。

## 4. EUの将来に関する宣言

政府間会議は2000年12月、欧州連合の将来に関する議論がより広範に、より深化された形で行われることを希望し、EUの将来に関する宣言を採択した。これは2001年12月、ラーケンでの欧州理事会で採択されたラーケン宣言に結実した。欧州理事会はラーケン宣言で、EUの将来に関する諮問会議（Convention on the Future of the Union）を設置した。同会議は、2003年6月にその作業を終える予定となっている。その後、EU憲法を採択するため新たな政府間会議が招集

される。欧州委員会によると、ニース条約は拡大EUの第1段階に対処するのに有用となる。しかし、ニース条約は加盟国が25カ国、あるいはそれ以上となるEUを有効かつ民主的に機能させるのに十分適切な回答を与えてはいない。

以上

## 付属書

### 特定多数決が適用される条項のリスト

#### ニース条約発効とともに特定多数決に移行する条項

1. EC条約23条1項：特別代表の任命
2. EC条約23条2項並びに3項：共通の行動あるいは共通の立場が適用される国際条約（ただし、欧州理事会への付託条項を含む）
3. EC条約13条：差別との戦い（奨励措置のみに適用。共同決定手続き）
4. EC条約18条：EU市民の移動の容易化（ただし、適用範囲は限定されている。アムステルダム条約ですでに共同決定手続きに移行）
5. EC条約65条：民事司法協力（家族法を除く。共同決定手続き）
6. EC条約100条：重大な困難に直面した時の財政的援助
7. EC条約111条4項：経済通貨同盟（EMU）分野における国際レベルの欧州共同体の代表者
8. EC条約123条4項：ユーロ導入に必要な措置
9. EC条約133条：サービス並びに知的財産権の貿易的側面に関する国際協定の締結、交渉（例外も含む）
10. EC条約157条3項：産業分野の特別支援措置（共同決定手続き）
11. EC条約159条3段：構造基金以外の特別行動（共同決定手続き）
12. EC条約新181a条：域外国との経済、金

- 融、技術協力（諮問手続き）
13. EC条約190条：欧州議会議員のステータス（税制に関する部分は除く。欧州議会の決定の承認）
  14. EC条約191条：EUレベルの政党のステータス、財務規則（共同決定手続き）
  15. EC条約207条：欧州理事会の上級代表／事務局長、事務局長補佐の任命
  16. EC条約214条：欧州委員会の委員長並びに委員の任命
  17. EC条約223条：欧州司法裁判所の手続き規則の承認
  18. EC条約224条：欧州第一審裁判所の手続き規則の承認
  19. EC条約247条：会計検査院のメンバーの任命
  20. EC条約248条：会計検査院の内規の承認
  21. EC条約259条：経済社会委員会のメンバーの任命
  22. EC条約263条：地域委員会のメンバーの任命

遅れて特定多数決に移行する条項

23. EC条約62条2a項：（域外国境での検問）：

- 適用範囲に関する合意の後に特定多数決に移行（政府間会議の宣言、共同決定手続き）
24. EC条約62条3項：（ビザを持つ域外国出身者の移動）：2004年に特定多数決に移行（政府間会議の宣言、共同決定手続き）
  25. EC条約63条1項：（亡命政策）：欧州共同体レベルの枠組みの採択の後に特定多数決に移行（共同決定手続き）
  26. EC条約63条2a項：（暫定的な保護下にある人物）：欧州共同体レベルの枠組みの採択の後に特定多数決に移行（共同決定手続き）
  27. EC条約63条3b項：（不法移民）：2004年に特定多数決に移行（政府間会議の宣言、共同決定手続き）
  28. EC条約66条：（タイトルIVの分野での行政協力）：2004年に特定多数決に移行（議定書、諮問手続き）
  29. EC条約161条：（結束基金）：2007年に特定多数決に移行（同意）
  30. EC条約279条1項：（財政規則並びに財政検査官、支払い命令者、会計士の責任に関する規則）：2007年に特定多数決に移行（諮問手続き）